

平成26年第5回辰野町議会定例会会議録(17日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成26年9月18日 午後2時00分開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 会議事項

日程第1 議案第1号 平成25年度辰野町一般会計決算の歳入全部

歳出の内1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農
林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復
旧費、12. 公債費、14. 予備費

議案第2号 平成25年度辰野町上水道事業会計決算

議案第3号 平成25年度辰野町簡易水道特別会計決算

議案第4号 平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計決算

議案第5号 平成25年度辰野町公共下水道特別会計決算

議案第6号 平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算

議案第7号 平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算

議案第13号 平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算

日程第2 議案第1号 平成25年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、

4. 衛生費(水道費を除く)、10. 教育費

議案第8号 平成25年度辰野町国民健康保険特別会計決算

議案第9号 平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算

議案第10号 平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算

議案第11号 平成25年度町立辰野総合病院事業会計決算

- 議案第12号 平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算
 議案第14号 平成25年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第3 議案第16号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
 日程第4 議案第17号 荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第19号 成26年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
 日程第6 請願・陳情についての委員長報告
 日程第7 追加提出議案の審議について
- 議案第30号 平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議員提出議案の審議について
- 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
 発議第2号 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める意見書の提出について
 発議第3号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について
 発議第4号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について
 発議第5号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書の提出について
- 日程第9 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	建設課長	漆 戸 芳 樹
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
水道課長	小 野 耕 一	会計管理者	宮 原 修 二
教育次長	百 瀬 辰 夫	辰野病院事務長	赤 羽 博
消防署長	林 国 久	社会福祉協議会事務局長	守 屋 英 彦
保健福祉課福祉専門課長	河 手 潤 子		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 武井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番 永 原 良 子

議席 第 9 番 堀 内 武 男

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第 5 回定例会第 17 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、平成 25 年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第 2 号、平成 25 年度辰野町上水道事業会計決算、議案第 3 号、平成 25 年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第 4 号、平成 25 年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第 5 号、平成 25 年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第 6 号、平成 25 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第 7 号、平成 25 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第 13 号、平成 25 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算認定の件を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(中谷)

平成 26 年度第 5 回議会定例会決算審査委員長報告。今定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 25 年度辰野町一般会計、決算歳入の全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費。議案第 2 号、平成 25 年度辰野町上水道事業会計決算。議案第 3 号、平成 25 年度辰野町簡易水道特別会計決算。議案第 4 号、平成 25 年度辰野町小野簡易水道特別会計決算。議案第 5 号、平成 25 年度辰野町公共下水道特別会計決算。議案第 6 号、平成 25 年度辰野町特定環境保全公共下水道特

別会計決算。議案第7号、平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算。議案第13号、平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算の決算関連8議案であります。去る9月11日、平成25年度辰野町一般会計決算の歳入について全員協議会室において全議員出席のもと、町長並びに担当課長、担当職員の出席を求めて審査を行いました。引き続き常任委員会室において、委員全員出席し担当課長及び関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。また12日も同様委員会室において、引き続き副町長出席のもと、担当課長、担当職員の出席を求め審査を行いました。更に9月16日午前中、1つはほたる童謡公園防護柵、大型遊具、発電施設工事の現場視察、2つ目に鴻ノ田地区道路整備現場視察、3つ目に林道西部線復旧工事現場視察、4番目に庁舎発電装置新設の現場視察を行いました。以下、審査の中で出された質問や意見等、主な点についてご報告申し上げます。議案第1号、平成25年度辰野町一般会計決算のうち歳入全部について。平成25年度一般会計歳入総額の部では、87億8,000万円となっており繰越明許費等を差し引きし、実質収支比較では3%増の2億5,700万円の増となっています。特徴的なことは、歳入については増額となっているものの、主要部分を占める割合の高い町税が全体でマイナス2%となり5,574万円の落ち込みとなっています。地方交付金等の依存財源比率が高まっているのが気になりなところであります。今後の課題として、前向きに取り組むよう意見がありました。また、ふるさと基金制度の積極的な展開については評価し、土地開発公社や町所の土地の積極的売却推進等の意見も出されました。担当者からは、景気動向の悪化が減収の主な原因との報告を受けました。採決の結果、歳入関係については全項目について全員一致し、可とし決し認定されました。歳出について。歳出総額は83億1,600万円で前年比3億3,600万円の増となっています。防災対策、庁舎耐震化、道路や架橋整備等、土木事業を始め災害復旧、また地区介護センター等積極的な取り組みがなされたための増額であります。以下、項目別に委員からの意見等審査内容の報告を申し上げます。1. 議会費。議会費は前年比431万円の減額となっています。委員からは25年度の経費について特徴的なことは何かとの質問に対し、事務局長より議員共済年金負担金の減、議会広報充実に向け取り組み印刷費が増加、また、一般質問時の「残表示タイマー」の設置が主なものだとの報告でありました。2. 総務費。総務費については、前年度より6,750万円の減額となっています。委員からは、多くの質問が出されました。一般管理費委託料の職員心の支援窓口委託料の内容は、との質問に対し課長より答弁があり、昨年は15件でそのコンサルティング料金だとの報告でありました。同じく、

委託料で職員研修委託料の内容はとの質問に対して、課長からは25年度は辰野病院職員を中心に実施した。全体には計画的に十分実施している、との答弁でした。次に負担金及び補助金における質問があり、辰野高校創立100周年事業負担金300万円についての内容はどうなっているかとの質問がありました。課長からは地元の高校であり100年に1度の行事であり実行委員会の要請に基づいて交付した、との答弁でありました。また工事請負費の庁舎非常用自家発電装置の能力についての質問がありました。担当より72時間庁舎1、2階の使用電源全てをまかなえる能力を有するとの説明でした。防災事業委託費の避難所データペース作成委託料の内容は、の質問に対して担当より町内全避難所の実態をデータ化したもので、収容能力、トイレ、ベット、備品までデータ化されており今後これを基に、防災訓練を進めたいとの報告がありました。情報通信事務の委託料使用料の業務は、専門的で難しい、また専門的知識必要と思う。職員交代等、人事移動時の配慮はの質問に対し内容の簡素化し誰でも対応できるよう努力している、との答弁でした。戸籍住民基本台帳費の証明書コンビニ交付委託料の質問があり、発行件数は年々増加しており、住民票では12.8%の1,269件。印鑑証明19.5%の1,440件との報告があり、全国的にも辰野町は先進的取り組みがされ、評価が高いとの報告でした。次に選挙費の項では、看板の位置、場所の変更があったときの周知徹底など検討してほしいとの意見が出されました。担当課長より前向きに検討したいとの報告がありました。次に衛生費の内水道費についてであります。主なものは各種組織への負担金及びクリプトスポリジウム検査料負担金、鴻ノ田簡易水道配水管整備補助金や基金積立金、及び各簡水への繰り出し金です。6.農林水産業費。前年度より4,994万円の増加となっております。委員からは、経営基盤確立農業構造改善事業費の土作りセンターの運営や今後の展開についての質問が出されました。担当課長からは、今後の方向については検討中であり2ないし3箇月先には結論が出されると思う。特に機械老朽化で更新したいが機種がない、現在作業方法等を検討して試験中とのこと。委員からは是非継続実施できるよう検討してほしいと強い要望が出されました。林業事業費の中の鳥獣害対策に係わる質問が出されました。クマやイノシシは少なくなったように思われる。シカも駆除効果が進んでいるがサルについては大変手こずっているが、との質問があり担当課長からは、サルについては追い払いしか現在手法がない。モンキードック等検討されているが、犬の調達や訓練に時間と経費がかかりようやく、始まったところで現状出沒したら皆で追い払うより仕方ない、との答弁でありました。7.商工費。商工費は前年より2億

7,847万円の増となっています。制度資金融資保証や利子補給、商工会事業への補助、商工業の誘致や振興補助、企業ガイドブック作成やプレミアム商品券の発行や関係組織への負担金が主なものです。委員からは商工業振興に引き続き投資を図り町の活性化、にぎわいの町づくりを進めてほしいとの意見が出されました。観光費のほたる童謡公園管理費で年々ホテルの発生が減少化していないか、またコロナ対策など必要でないか、との質問が出されました。担当者からは、水路の老朽化が進行しており補修や管理の徹底を図りたいとの答弁でした。8. 土木費については前年より2億7,847万円の増となっています。住宅リフォーム補助金、用地対策費では土地開発基金積立や、架橋台帳整備、道路新設改良10路線他土地買収費、道路舗装費では、町内17路線、防衛施設周辺道路改修や鴻ノ田辺地道路整備、住宅管理の経費です。また、関係組織への負担金や助成金が主な支出となっています。今年には特に国道153号線の安全対策総点検にも取り組んだとの報告がありました。委員からは、住宅リフォームの補助金についての質問が出され、何件が対象となったか、またいくら補助されたか等の質問に対しては課長から50件で1件あたり10万円の助成をしたとの報告です。用地対策費について質問があり、課長からは公用地1,170平方メートル、平均単価で3万2,000円との報告でありました。町長からは、土地開発公社の解散を県の指導で近く実施しなくてはならないが、土地の評価額の大幅な値下がりが発生しており町が買い取り処理するも大変な予算がかかり心配課題だとの話でした。豪雪対策としての各地区での除雪機の補助希望の現状は、との質問があり課長より昨年は1機でありましたが今年は2機の申請が上がっているとのこと。道路舗装工事の実態について質問があり、課長からは15工事17路線の舗装を実施し総延長では1,127.4メートルの舗装ができたとの報告でありました。次に9. 消防費。消防費については、前年比2,712万円の減となっています。常備消防費では伊那消防組合本部負担金、辰野消防署負担金です。また非常備消防費は、消防団運営費及び防災力向上のための消火栓の新築、移転6基分の工事費です。また軽4WD小型動力ポンプ積載車2台の更新も実施をしましたとの報告でありました。委員からは上伊那消防組合に統合されることにより、負担金の減額は期待できかとの質問が出ました。町長及び署長からは、統合に係わる新規投資も始まっており、また職員体制もあるのですぐに思ったとおりのは合理化は進んでいない現状にある、今後予想される大型災害に対する防災力アップには即、繋がるかと判断している、との説明がありました。また委員からは、職員配置も大きく変化し土地勘のない職員が多くなるので対応が心配だ、また情報伝達が本所経由で

あり対応が遅れる心配はないかとの質問が出されました。署長からは人的配置は十分配慮する、情報は電話及びファクシミリで送信され現場道路位置が明確化されるので、心配がないとのこと。11. 災害復旧費。前年より1,389万円の減となっています。町単農地災害では、小野山口農地復旧工事、小野下村地区他の農業施設復旧工事費ほかであります。林道災害復旧事業では林道南沢山線、林道西部線の復旧工事費が主なものであります。また、公共土木施設災害復旧費は倒木等の撤去費が主なものです。12. 公債費。前年度より7,726万円の減となっています。14. 予備費。予備費については、支出0円となっております。続いて議案第2号、平成25年度辰野町上水道事業会計決算。25年度は老朽化した水道設備、機械の更新と耐震化を計画的に実施するとともに、小野簡易水道の経営統合や水道ビジョンの策定等新規事業により収益的には260万円の赤字決算となっております。前年度の繰越剰余金より補填し1,626万円の黒字で推移しているとの報告でありました。委員からは、上水道の統合整備を積極的に早期に取り組むべきとの意見がありました。国の指導や簡易水道に対する補助金の中止等も迫っていると聞きます。水質の維持や、耐震、災害対策、老朽化の中での維持管理は大変であり、簡易水道ごとの意見はバラバラですが、早期統合を目指す活動は重要との意見も出されました。議案第3号平成25年度辰野町簡易水道特別会計決算。主なもの8簡易水道の使用料金や負担金及び前年度繰越金となっています。25年度は鴻ノ田簡易水道の配水管改良工事のため、町から繰入及び簡易水道債の借入を実施しております。なお歳入歳出では164万円の繰越となっています。議案第4号、平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計決算。歳入歳出差引では369万円と未収金622万円が経営統合で上水道会計に移行されました。委員からは、未収金回収には合併統合という節目でもあり区切りでもあるので一段と配慮するよう意見が出されました。担当からは、精力的に取り組んだとの報告がありました。議案第5号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計決算。歳入歳出差引では5,840万円が翌年度繰越金となっています。委員からは、水洗化率93%接続戸数5,629戸であり一層の接続率向上が必要ではないかとの意見も出されました。議案第6号、平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算。塩尻市と共同して運営している小野にある水処理センターの運営経費です。歳入歳出差引では431万円の翌年度繰越となっています。委員から移動脱水車経費の負担割合は、の質問があり、現在伊那市と折半しているが平成28年に向けて固定式遠心脱水機導入を検討しており、その時点でなくなるとの担当より報告がありました。議案第7号、平成25年度辰野町農業集落排

水処理施設特別会計決算。歳入歳出差引 719 万円が翌年度へ繰越されました。議案第13号、平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算。歳入歳出差引では45万円が繰越されました。委員からは、告知システムの普及が伸び悩み状況にあり基金枯渇が心配であり、今後の検討課題との意見が出されました。以上、決算関係 8 議案についての審査結果を報告しました。全ての議案について委員全員一致し認定と決しました。議員全員の賛同をいただき可決決定下さいますようお願いし委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 2、議案第 1 号、平成25年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費。議案第 8 号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計決算。議案第 9 号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。議案第10号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。議案第11号、平成25年度町立辰野病院事業会計決算。議案第12号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算。議案第14号、平成25年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（三堀）

平成26年 9 月定例会、決算審査委員長報告を申し上げます。今定例会、福祉教育常任委員会に付託されました決算関連議案は、議案第 1 号、平成25年度辰野町一般会計決算歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費。議案第 8 号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計決算。議案第 9 号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。議案第10号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。議案第11号、平成25年度町立辰野病院事業会計決算。議案第12号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算。議案第14号、平成25年度辰野町介護保険特別会計決算。の 7 議案であります。以下、順を追って報告いたします。去る 9 月11日、12日、委員全員出席のもと、担当課長、担当職員に詳細な説明を求め慎重に審査を行いました。また16日には午前中、委員全員で担当課職員同行のもと、雨沢介護予防センター改修工事、ほたるの里世代間交流センター建設工事、美術館耐震・エレベーター設置工事の現場調査を行い

ました。以下、順を追って審査報告を行います。なお、詳しい金額、数字等については決算書ほか関係資料をご覧いただきたいと思います。議案第1号、平成25年度辰野町一般会計決算歳出。民生費で主なものは地域活動支援センター、ボランティアセンター管理委託料のほか、民生児童委員56名、結婚推進支援事業、難病患者福祉手当、福祉タクシー利用扶助、灯油購入券等です。身体障害者支援事業では自立支援、生活支援で移動入浴車2台ほかの費用です。老人福祉センターで行っている配食サービスは老人福祉費で年間4,174人に配食しています。介護予防事業では平出上町いきいき交流センター、ほたるの里世代間交流センター、下田いきいき交流センターが完成したほか、宮木東町介護予防センター、雨沢介護予防センターの改修工事が行われました。児童手当費は延べ2万9,301人です。3歳未満、1万5,000円、3歳から中学生までが1万円。第3子から1万5,000円です。委員からボランティアセンターは朝から障がい者が集まるのは良いことだか、物品販売など、新たな業務が増えてきているので体制拡充をしてほしい、といった意見が出されました。奉仕団は地域により団員確保が難しくなっています。地域の融通性を考えていくべきではとの意見が出されました。衛生費は結核検診、肺炎球菌ワクチン接種ほかの予防費、辰野病院運営補助金、旧辰野病院解体工事、両小野国保診療所、各負担金、福寿苑への繰出金、健康増進事業費などが主なものです。教育費は町内4小学校と中学校に係わる費用のほか、社会教育、公民館、分館、子育て支援、美術館、埋蔵文化財発掘等、多岐にわたり支出されます。社会教育費は各文化団体への負担金、補助金のほか青少年健全育成、人権同和教育、公民館活動交付金です。保健体育では各種競技大会の運営ほか、ほたるの里活活ふれあいフェスティバルの委託料、体育協会への交付金が主なものです。工事の関係は羽北保育園耐震工事、図書館窓修繕、町民会館トイレ改修、美術館耐震補強工事、エレベーター設置工事など8箇所が行われました。次に特別会計に移ります。議案第8号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計決算。25年度の医療費は前年度より減少しました。保険税6.62%の引き上げによる増となりました。支出面で各々減少したことなどにより4,900万円繰り越され基金は5,900万円余となっています。国保に保健師を配置したことで何か変化は、実績は、との質問があり、保健師配置により25年人間ドック申請者265人中184人に初期面接ができました。70%の人が申請時に保健師から結果を見ながら説明を受けています、との説明でした。集団検診等効果はどうか、という質問が出され検診による早期発見でがんの早期治療、治癒のほか、昨年は白血病の早期発見と、一定の成果が出ているとのこと。議

案第9号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。第一診療所では週2日の診療で延べ520人、川島診療所では週1日の診療で延べ294人の診療が行われています。担当医師の高齢化、患者の減少を踏まえた今後のあり方について検討すべき、との意見がありました。議案第10号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。後期高齢者医療広域連合への負担金がほとんどです。議案第11号、平成25年度町立辰野病院事業会計決算。8科8人の医師体制で運営されていました。今年から始まった減価償却費の増、旧病院の解体工事に伴う特別損失により1億3,900万円余の赤字決算です。看護師不足は解消されたものの、依然として医師確保が難しく厳しい経営が続いています。委員から電話の対応が適切でない指摘があり、相手の身になって納得のいく受け答えと説明が望まれます。診察ができない場合に、適切な対応をしていただけるようにといった意見が出されました。薬についてはジェネリック薬品の納入拡大とともに、医療機器購入には他病院の価格等参考に経費節減を、といった意見が出されました。今後町民のニーズに応えられるよう職員の意識改革をし、勤務医の負担を軽減し外来患者増を図り医療収益の改善を、といった意見が出されました。議案第12号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算。近年、民間業者の参入により24年度の介護報酬改定で報酬基準単価が引き下げられ、併せて通所利用者の減など福寿苑の運営は厳しいものになっています。福寿苑は26年8月に閉苑となりましたが、2億2,500万円の残債の償還が33年まで続きます。議案第14号、平成25年度辰野町介護保険特別会計決算。介護予防事業は町内17地区27会場で行われています。第1号被保険者は6,774人で、今後ますます増加が見込まれています。以上、7議案は慎重に審査の結果、全議案を委員全員一致で認定といたしました。全議員の賛同をいただき認定下さいますようお願いし委員長報告とします。なお、委員会審査において要望事項が出されましたので申し上げます。1つ、辰野病院の経営健全化について。辰野病院における改革プランの検証と、町民ニーズに対応できる事業展開を強く要望します。1つ、平出保育園の今後について。平出保育園の長時間保育を含めた今後の検討を早急に進めることを要望します。1つ、福祉施設有効利用について。福祉ゾーンの中に含まれるぬくもりの里、老人福祉センター、ボランティアセンターの空きスペース等については、使用概要に基づき有効利用されるよう要望します。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。次に委員長報告の行われました日程第1から日程第2までについて一括して討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結します。只今、委員長報告の中に委員会審査における要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町長

それでは委員会審査における要望事項等についてお答えを申し上げたいと思います。総務産業常任委員会からは未収金及び滞納金等についての対応ということで、回収不能や将来にわたり処理できないものについて、債権の放棄等、速やかに議会における審議を要望します、という要望事項をいただいております。これにつきましては、町税や各種料金等をきちんと納めていただくことは、財源確保だけでなく行政への信頼や公平性を保つためにも重要であります。しかし毎年、多額の未収金、滞納金があり、この回収処理に職員が努力しておりますけれども、一方、滞納者の海外転出や相続人がいない、時効が成立している等の理由で徴収不能に至っている未収金、滞納金があり、これらを債権放棄の手続きによって処理することは事務の適正の処理であるとともに、事務の簡素化によって滞納整理の人的な資源を回収可能な事案へ集中することができ、滞納整理の強化に繋がると考えております。ご指摘のとおり、債権放棄の手続きについて、適時適切に議会におけるご審議をいただけるよう努めてまいります。なお、このような事案に至らないよう、なお一層の滞納整理に努めていくことはもとより、債権管理をより適正に行うための債権管理条例の制定についても、更に検討を進めてまいりたい、こんなふうに考えております。続きまして福祉教育常任委員会からいただいた要望事項にお答えを申し上げたいと思います。1点目として辰野病院における改革プランの検証と町民ニーズに対応できる事業展開を強く要望します、ということでご要望をいただいております。辰野町立病院改革プランは平成21年3月に策定し、平成23年3月に改定をし現在に至っております。この間、毎年国へ実施状況を報告をしております。目標をクリアしている部分もありますが、クリアできていない部分もあります。未達成状況と原因については職員の共通認識として周知し、クリアできるよう努力をしております。また町

民の方々が辰野病院に何を期待しているか、何を求めているかを再度検証しニーズに応えられるよう取り組んでまいりたいと思います。常勤医師の派遣についても更に努力を重ねてまいりたい、こんなふうに思います。続きまして平出保育園の今後について、平出保育園の長時間保育を含めた今後の検討を早急に進めることを要望します、ということに対してお答えを申し上げたいと思います。長時間保育を要望して通園している園児もおりますので、希望があれば実施を検討してまいりたい、こんなふうに考えております。続きまして福祉ゾーンの中にも含まれるぬくもりの里老人福祉センター、ボランティアセンターの空きスペース等については使用概況に基づき有効利用されるよう要望します。ということでご要望をいただいております。空きスペースにつきましては関係者と協議しながら設置目的に沿った有効活用をしてまいりたいと思います。引き続き要望等を把握し、多くの方が利用しやすい施設運営に努めてまいりたい、こんなふうに考えております。以上であります。

○議 長

これより採決いたします。はじめに議案第1号、平成24年度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、いずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり認定されました。次に議案第2号、平成25年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号、平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第5号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第6号、平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第7号、平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第8号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第9号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第10号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第11号、平成25年度町立辰野病院事業会計決算、議案第12号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第13号、平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、議案第14号、平成25年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件、以上13議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、いずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご

異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第14号までの13議案については委員長報告のとおり認定されました。日程第3、議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第17号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(三堀)

平成26年9月定例会におきまして条例等審査しましたので委員長報告を行います。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。議案第17号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。以上、2議案について去る11日、12日の両日、担当課職員の同席を求め慎重に審査を行いました。議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。引用している法律名を変更し、条文中の「父子家庭」の父子の定義を法律に基づき明確にするもので、特に問題はなく委員全員一致で可と決しました。議案第17号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。公園内の花火等の火気の使用について許可が必要になるもので、特に問題はなく、委員全員一致で可と決しました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いいたします。以上、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。次に委員長報告の行われました議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結します。議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案可決であり

ます。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第17号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結します。これより議案第17号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第19号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○船木(10番)

2点質問したいと思います。まず1点は16ページ、雑入でありますけれども、土木費の雑入200万円とありますが、これはおそらく27ページですね社会資本整備総合交付金事業、これに使われるのではないかと思いますけれども、もしここに使われるということになるならば、一般財源200万円とありますがこれは特定財源から出るものではないかと、に出すものではないかというふうに思います。なぜならばその下ですね、消防費雑入、教育費雑入、それぞれが特定財源としておりますけれども、その土木費の雑入についてはなぜ一般財源なのかというのがまず1点。それから2点目はですね、22ページ、臨時福祉給付金事務の所に臨時福祉給付金が1,750万円ありますけれども、これは確か、当初予算の中にも3,200万円ほど予算化されておると思います。この給付金というのは申請によって給付されるものだろうというふうに理解しております。その申請によって給付されるということになるならば締め切りは確か、9月いっぱい。申請

が9月いっぱいだったのではないかというふうに思います。したがってこの申請者の率、というのがどのくらいあるのか。またまだ申請していない方に対する対応はこれからどのように努めていくのか、この点についてお尋ねをいたします。

○建設課長

それでは16ページの土木費雑入の関係でございます。このネクスコからの支援基金の助成金でございますが、平成25年度事業の繰越分にかかるものでございます。これにつきまして昨年度から調整をしていたところ、本年度予算がつきましてネクスコから助成をいただくものでございます。これにつきましては先ほど言いましたように、25年度事業に関わるものの繰越に関わるものでございますのでご理解をお願いしたいと思います。なお、27ページの社会資本整備総合交付金の一般財源の200万円でございます。これについては委託料200万円ということで、調査、測量、設計委託のものでございます。河川専用の許可申請が出されていないということでありまして、それについて専用許可を取る費用に充てるものでございます。以上でございます。

○保健福祉課長

それでは臨時福祉給付金の関係でございますけれども、当初予算ではですね、住民税が非課税になるか確定していなかったためですね、今回、確定したことによりまして補正をお願いするものでございます。現在ですね、7月の1日から10月1日までが申請期間となっております。これまでにですね約75%の方が申請をされております。残り25%の方につきましては、いまだ申請がされておられませんので先般、個別にですねハガキでですねお知らせをしているところでございます。あと2週間足らずでございますので場合によってはですね申請期間のですね延長も考えております。以上です。

○議長

よろしいですか。

○船木（10番）

16ページの関係なんですけれども、この200万円というのは、この雑入の200万円というのはですね、27ページのですね特定財源という所に入るのかどうなのか、そこをお聞きしたかったんです。

○建設課長

この予算につきましては26年度予算でございます。このネクスコの200万円というものにつきましては支出の方につきましては25年度の繰越事業の方で支出という形になり

ます。そこについて支出されるものでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。あくまでもこの25年度の繰越分に予算化がされるという、変更されるという考え方でお願いをしたいと思います。

○議長

よろしいですか。

○船木（10番）

いいです。

○岩田（5番）

19ページでございます。総務費なんでもございますけれども、07の企画費の中の企画事務という項目でございますけれども、そのですね区分でいきますと節の18の備品購入費でございますけれども197万3,000円というのが、びっくりちゃん着ぐるみ、それからたつのパークホテルのスチームオープンと出てますけれども、この中で3点ほど質問しますけれども、この197万3,000円の内訳でこの2点だけでこれは、何かその内訳を説明していただきたいのが1点。それからびっくりちゃんの着ぐるみというのはどういう理由でこれ、作成されたのか、購入されたのか。で貸与の状況はどうなっているのか、これ一般町民が申し出れば貸してくれるのかどうか。それからですね3番目にですね、たつのパークホテルのスチームオープンというのは多分、現在、指定管理者になっているのでそこの契約に基づいていると思いますけれども、普通民間で考えますと、要するに建物の賃貸借について内部の例えば、暖房器具とかそういうものは分かるんですけども、このスチームオープンというのは厨房内の食器の、要するに料理をするための器具だと思いますけれど、そうしますと例えば、食洗器、包丁、あえて言えばそういうようなものまでしなければいけないような契約になっているのか。じゃあ、またその契約の根拠はどうか。普通、私ですと借りている方がそれは使うもんですからね、消耗ですから、普通買うことになるわけですけども、そのへんですね根拠と事情ですね、お話いただければと思います。

○まちづくり政策課長

まず初めにびっくりちゃんの着ぐるみでありますけど、びっくりちゃんの着ぐるみにつきましては現在1号機と2号機、2体の活用でもって運用をしております。最新の2号機でありますけど、これが平成18年度製作されたもので8年目となりまして本体にほつれや、汚れなどが目立つ状態にあります。また1号機につきましてはそれ以前に製作さ

れたものでもっと汚れ等がひどいということで、老朽化と言いますか、ちょっと使用に耐えられなくなりつつあるような状況であります。昨年度新たなデザインで新しい着ぐるみを作ろうということで、予算化いたしました。実は製作者の間でデザインにつきましてなかなか私たちの思うものと意見が合わずに、この製作を見送った経過がございます。現在であります。検討を重ねてきた中で今、使用状況につきましてはシーズン、行事がある時には一般からの使用申し込みも毎週と言っていいぐらいにあります。今、2体のうちの1対の手袋と靴が消耗が激しいものですから、そういったものを1号機はもう古くなっちゃいましたので、2号機のを1号機にも回したりして何とか今使用をしているような状況であります。そのような状況の中で今一番良いのは現在のデザインでちょっと軽量化したのを作って、着ぐるみの中に入る方の負担を軽減できるものが良いのかなということで3号機を作るということを、今お願いをするわけでありまして、より多くの方に活用していただけたらと考えておりますので、今回の補正では3号機を製作し、特に消耗の激しい手袋と靴の製作も1組、製作をさせていただければと思っております。予算計上したものであります。予算につきましては53万円です。たつのパークホテルのスチームオープンでありますけど、パークホテルの厨房内で使用しているスチームコンベクションオープンと言われるものです。煮るだとか炒めるだとか、蒸すだとか、温める、多機能な調理機能がついているもので、これも経年劣化によりまして調理温度管理に不具合が生じておりまして、調理の出来具合にムラができたり、本来温度、時間の設定で調理できるものが常に機械の監視が必要となり作業効率が低下している状況にあります。このオープンは辰野町開発公社が経営していた時代に購入したものでありまして、使用年数も10年以上経過をしております。いつ故障してもおかしくない状況にありまして、故障した場合に大量調理が不可能となりまして、現行の調理員数では対応しきれず、営業に影響を及ぼす恐れがあるわけでありまして、そこで調理上必須の機械であるために更新をするため、補正予算を計上いたしました。指定管理者との協定書、仕様書の中で日常的な維持補修、こういった器具の修理につきましては年額500万円までを指定管理者の支出に含めて指定管理者の責任において実施いただくようになっておりますが、1件あたり50万円以上は町が負担するように契約の中で謳っております。また、このオープンにつきましては開発公社時代に購入したものであるということで、今回町が購入するために補正予算化したものでありますので、よろしく願いいたします。ぴっかりちゃんの申し込みは一般町民でも可能であります。多くの方が今、借りているような状

況です。以上です。

○岩田（5番）

それはよく分かりましたけれども、私の質問に全部答えていただけてないのは、このだから今言ったスチームオープンが50万円以上ということだけで、いくらなのか。それでこの2つで197万3,000なのか、その内訳について教えてほしいです。

○まちづくり政策課長

すみません。びっくりちゃんの着ぐるみは先ほど言いましたとおり53万円で、たつのパークホテルのスチームオープンにつきましては143万3,000円であります。

○議長

よろしいですか。

○岩田（5番）

はい。

○堀内（9番）

2点、お伺いいたします。まず、1点目は16ページの雑入でございます。この所に消防団安全装備品整備等助成事業助成金という形の状況で50万円載っております。これが多分支出の所では29ページの所だと思っておりますけれども、29ページの所に70万円で消耗品が載っております。多分この50万円を使って70万円支出して、整備するという形の状況ですが、この消耗品の内容は何かお尋ねいたします。あともう1点は、20ページでございます。20ページの交通安全事務という形で、ゾーン30という事業があります。これで240万円の支出になっておまして看板等設置工事となっておりますが、これは従来と違って多分ゾーンということですので30キロメートルの所を云々ということじゃなくて、そのゾーンを決めるという形だと思っておりますので、このゾーンの場所はどこか、まずですね。耕地や区を単位に設定されていると思っておりますので、その設定した理由、その地区を設定した理由は何か。それと看板等とありますけれども、看板以外にどのような事業、作業をするのか、あるいは設置をするのか。それとあと、多分これ初めての試みだと思いますので、これについて拡大する考えはないかどうかお尋ねいたします。

○総務課長

16ページの雑入、消防費の雑入とそれから、29ページの消耗品について説明をさせていただきます。16ページの雑入でありますけれども、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でありまして雑入で受けさせていただいたものであります。それから、29

ページの消耗品の内容でございますけれど、消防団員の安全装備品を整備するという
ことで計画をしております。耐切創性手袋という手袋でございます。厚めのものでありま
してですね、非常に危険なものを扱う時にはめて使う手袋でありまして150、予定をし
ております。この装備につきましては26年度に150、27年度に100、28年度に100 予定
をしておりまして、全部で350の手袋を用意して団員に配布していく、そんな予定でお
ります。以上です。

○建設課長

それでは20ページの「ゾーン30」の設置等についてご説明いたします。場所ござい
ますが、場所は小野の153号線のこちらから向かいまして左側になります。小野酒造の
先におしどり橋という橋がございます。駒沢川に架かる。それから塩尻方向に向かいま
して、塩尻との境までの東の地籍でございます。その春宮団地、休戸地区の一带を指定
するものでございます。その中には両小野小学校、小野保育園、小野国保診療所、小野
郵便局を囲むものでございます。理由でございますが、平成23年の6月の15日に北小野
で交通事故がありまして、そして24年の9月18日には塩尻側で児童、生徒の事故があり
まして、その中におきまして小野地区において24年度にグリーンベルト、旧道にグリー
ンベルトを設置したいということで地域から盛り上がりまして、地域の皆さん70人に出
ていただきましてグリーンベルトを設置しました。また24年、25年度につきましては駅
前から両小野小学校の間につきまして約50人ぐらいの出席をいただきましてグリーンベ
ルトを造りました。その中から地域の盛り上がりや交通安全の盛り上がりがありまして
このゾーン30というものをちょっと提案させていただいたところ、地域の方で防犯、安
協等で捉えまして区の方からこの事業の説明に来ていただきたいということで平成25年
の8月21日に地元説明会に伊那署とともに行きまして、地域の皆さんに理解いただきま
してゾーン30の指定に向かって来たところでございます。今回、公安委員会の意思決定
ということで26年の7月の24日にこの事業が採択になりまして、公安委員会の方につ
きましてはそれに囲まれる13箇所の交差点部分に、その地区に向かって規制標識を設
置いたします。町につきましては、その横に付けます文字の表示、路面にゾーン30とい
う標示を書きます。また、側面のその規制標識の下にシンボルマーク入りの看板を設
置を行います。それから、拡大でございますが、やはりその各地区の盛り上がり等によ
ってこういうものを指定していくべきじゃないかなと思いますので、やはり規制です
ので、地域の同意、理解がなければできませんのでそのような形でもし、地域があり
ましたら指

定をしていきたいという形を考えていかなければいけないじゃないかと思います。以上でございます。

○堀内（9番）

関連ですがゾーン30を設定することによって地元住民は当然、子どもを含めて確認できると思います、そこに入る方々のどういう規制がされるのか、何かそういうことで注意しなきゃいけないこととか、そういうことが何かあるのかどうかお尋ねします。

○建設課長

今までの時速制限については線的なものにつき、道路の線的な規制でございました。30キロ制限とか50キロ制限、これにつきましてはこの地域を指定しておりますので、それに関わる中において、30キロ標示がなくてもその中については30キロで車を走らせなければいけないという規制になります。そういうことによって安全を保つという形でございますのでご理解いただきたいと思います。

○宇治（1番）

20ページのですね、飯沼線のバスの運行のですね運転業務を業者に委託するという話は聞いておりますが、どこへいつから委託するかということでお伺いいたします。

○まちづくり政策課長

現在、町営バス飯沼線の運行につきましては個人の方に委託をしております。その方から9月末をもって委託の解除をしたい旨の連絡の方がございました。今後、安全運転等を考慮しまして自家用有償旅客運送の資格を持っている業者ですね、こちらの方に10月1日から委託の方をしたいと思っております。以上であります。

○宇治（1番）

現在の運転手はですね、地元住民がやっていますので地域の事情を全部分かっていると思うんですけど、業者がやった場合のですねその運行の引継ぎですね、これが非常に重要じゃないかと思うわけですけど、どういうふうに考えておられるかですね。

○まちづくり政策課長

引継ぎに当たっては現在も、今運転手をしていただいている方から何回もまちづくり政策課の方に来て打ち合わせをしております。10月1日以降にならないと業者が決まらないもんですから、まだ引継ぎの方はしておりませんが、業者が決定次第、引継ぎの方はしっかりやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○建設課長

すみません。ゾーン30につきまして補足説明をさせていただきたいと思います。拡大につきまして、一部ちょっとお話できなくて申し訳ございませんでした。このゾーン30伊那署管内におきましては伊那、箕輪町、この2箇所に設置されております。辰野町はこれに次ぐ3番目という形になっております。そういう形で県においても推進をしていきたいという考え方をしているということでございます。以上でございます。すみませんでした。

○成瀬（2番）

21ページであります。20の扶助費であります。この灯油の購入券の件でお聞きいたします。毎年この灯油券の購入券は配られておりますが、今年はこの対象者は何人おりますでしょうか。また、昨年と比べて増減はどのようになっているか。また一人当たりいくらの灯油券をお配りするのをお聞きいたします。

○保健福祉課長

先ず、灯油購入券ですけれども1人当たり1万円ということで予定をしております。この3月のですねリットル当たりの灯油がですね100円で、今現在がおおむね110円前後だと思っておりますけれども引き続き高い水準で推移をしておりますので、今年度も灯油購入券の補助をしていきたいということでございます。一応ですね、今年度は700世帯を見込んでおります。昨年度の25年度の実績はですね609世帯でございます。したがって100近い世帯が今回追加という形になろうかと思っております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○成瀬（2番）

はい。

○議 長

ほかにございませんか。

○根橋（3番）

2点お伺いします。第1点は27ページの道路新設改良の土地購入と道路改良事業ということですが、この場所と内容についてお伺いしたいと思います。それから29ページの消防庁舎の改修ということなんですが、これはどのような工事なのかお伺いしたいと思います。

○建設課長

27ページの道路新設改良事業でございますが、工事箇所ということでございますが、当初予算につきましても箇所については予算化されておりません。今回、区からの要望に基づきまして2箇所、地区をどうしても早急的に行わなければいけないということで取り組むものでございますのでご理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

○消防署長

消防庁舎の改修についてご説明をいたします。27年の4月から上伊那の消防が広域になるわけですが、これに伴いまして通信指令センターが伊那の本部にまいります。そうしますと、いろいろな救急、また火災もそうですけれども、指令センターから辰野消防署へ指令が来まして全職員が出動するってようなことが考えられることとなりますので、施錠、防犯のための施錠設備のために改修をするものでございます。1階の情報センター、また2階にも壁を造りまして、町の施設と分離をする工事をお願いをするものでございます。以上でございます。

○議 長

いいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結しました。これより議案第19号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後3時30分といたします。

休憩開始 15時 19分
再開時間 15時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第6、請願、陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました陳情について陳情第13号、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書。陳情第14号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書。陳情第15号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情。陳情第17号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情書。陳情第18号、政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書。以上、5件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

それでは総務産業常任委員会に関わる陳情の審査報告について報告をいたします。平成26年度9月定例会、陳情審査委員長報告。本定例会初日、当総務産業常任委員会に付託されました案件は陳情5件でありました。陳情第13号、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書。上伊那農業共同組合、代表理事組合長、御子柴茂樹氏より提出されたものであります。続いて陳情第14号は「国に対して、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める」陳情であります。提出者は、上伊那民主商工会会長、鈴木正巳氏より提出されたものであります。続いて、陳情第15号は「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回をもとめる」陳情で上伊那地区労働組合会議、議長、赤羽知道氏から提出されたものであります。続いて陳情第17号は農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する陳情であります。提出者は上伊那農民組合、代表者、竹上一彦氏より提出されたものであります。陳情第18号は「政府による緊急の過剰米処理を求める」陳情であります。提出者は同じく上伊那農民組合、代表者、竹上一彦氏より提出されたものであります。以上この5件の陳情について9月12日総務産業常任委員会室において委員全員出席の下、陳情について慎重に審査を実施しました。各議員からは、関係資料や調査学習資料を提示いただき、全員の意見と考え方の提出や報告を受け検討及び審査を実施しました。5件の陳情について、順次ご報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。陳情13号の陳情の趣旨は、政府は次回

1月の国会に向け農業改革及び関係組織の改革に向けた、法案整備を進めているが、JAでは関係全組織を上げて自己改革すべく作業を進めており、JAの自己改革に対し政府が後押し、支援をするよう要請して欲しいとの内容であります。この件につきましては総務産業常任委員会としては8月20日に研修会を開催しており、その結果を踏まえて慎重に検討しました。委員からは、JA発足69年も経過しており当然改革そのものは必要であるとの意見が出ました。また、あまり組織が巨大化し生産者や農家の本当のためになっているかという点も非常に疑問だという意見もありました。また、陳情の文面や研修会の内容を見ても、何をどのように改革するのか見えていない。明確なものが出ていない、そんなことの意味もあり、意見書提出と言っても無理じゃないかと、こんなような意見もありました。政府の農業改革に取り組む姿勢はむしろ評価できるのではないかと、等、厳しい意見も多く出されました。また研修会の経緯や、全組織を上げ改革に前向きに取り組むとのことであり、今まで農協組織が地域において果たしてきた役割や組織理念を尊重し、農業や総合農協の解体等につながる法制化については慎重にすべきだとの意見も出され、審査の結果は反対1賛成5で採択し意見書を提出をすることにしました。陳情第14号の陳情の趣旨は、政府は来年10月より消費税率10%の増税をこの夏場の経済指標を踏まえて、年内にも決定したいとしていますが、アベノミックスによる経済効果も地域への波及効果は薄く、経済指標はむしろ下降ぎみに推移しております。本年4の8%増税による影響は中小企業の倒産や、失業者の増大を招き地域経済は壊滅的打撃を受けており、今後予定されている10%の増税は中止すべく意見書を提出して欲しいとするものです。委員からは、今年実施された8%消費税率値上げは、深刻な消費不振を招くとともに年金や社会保障費減額の影響を受けて、経済格差の広がりや国民経済は停滞し深刻なものがあり、これ以上の消費税率増税には反対するとし、意見書提出に賛成。また、消費税率は引き上げたくないが国の借金や財源確保、福祉医療関係予算の膨大化や災害復旧、子育て支援等重要予算確保の見地から増税やむなし、とし本陳情には反対するとの意見。また、増税やむなしとするもその用途については、明確にすべきであると。また、もう少し様子を見てからの方が良いのではないかと。政府は7月から9月の経済指標の結果により判断するとしておりますが、現状では大変厳しい状況と判断する等、意見が出されました。その結果を精査すべきであり、趣旨採択が妥当との意見が多く出されました。審査の結果、意見書提出に反対が1、賛成2、趣旨採択が3となり、趣旨採択に決しました。陳情第15号は、集团的自衛権の行使を容認する、閣議決定の撤

回を求めるもので、戦争をしない平和国家としての日本の国のあり方を根本から変えるものとして、撤回するよう意見書を提出して欲しいとするものであります。委員からは、次のような意見が出されました。憲法第9条の実質的変更であり、国民的論議も十分せず閣議決定での改編は立憲主義に根本から違反しており、撤回の意見書を提出すべき。また、集団的自衛権の行使の場合の条件整備と国会での国民的討議が必要ではないか。また、即戦争に繋がるといった見解は早急であるのではないか。また、閣議決定されたものを、撤回せよとの意見書の提出についてはいかがなものかと思われる。既に6月議会にて、慎重に論議を尽くすべきという意見書を議会として提出をしており、再度の提出は議会の権威にも関わることと思う、等多くの意見が出され審査の結果、賛成2反対4で不採択と決しました。陳情第17号は、政府の骨太方針や新成長戦略に位置づけた農業改革の中止。また、担い手については家族経営を基軸とする。とし、その他改革についてはJAが提出している陳情13号とほぼ類似した内容でありました。委員からは、陳情趣旨は十分理解できるので賛成。また、多くの議員からは趣旨については一部理解するものの、改革中止はいかがなものか、むしろ必要な改革はすべきであり趣旨採択が妥当であるとの意見も出ました。また陳情書では、農業の担い手を家族経営を軸としているが現実問題としては、家族経営での農業は行き詰まり状態あると思われる等、多くの意見が出されました。審査の結果、賛成1、反対2、趣旨採択3で趣旨採択と決しました。陳情第18号は、政府は6月末に在庫が75万トンも増加見通しを認識しながら、何の対策も講じることなく5年後には米の自給調整から撤退方針を打ち出しました。早場米の取引価格は、前年比4,000円程度の大幅値下がりとなり今後本格的な流通時期の米価は大変な事態が予想されるので緊急に政府は対策を講じるよう陳情して欲しい、とするものです。委員からは、米の在庫量の確認が必要との意見が出され、直ちに産業振興課長の資料と実態の説明を受けました。その結果、米の在庫が2年前に比べて75万トン以上増加している実態を確認しました。委員からは、緊急に過剰米処理を行う必要があり委員全員一致し意見書を提出することに可と決しました。以上、総務産業常任委員会に付託されました5件の陳情審査の結果を報告しましたので全議員の、賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議長

初めに陳情第13号、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第13号、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。翻案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。陳情第14号、国に対し消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

○議長

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。初めに委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○根橋(3番)

陳情第14号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書については採択を求める立場から討論をしたいと思えます。陳情第14号、国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書につきましては、先ほど総務産業常任委員長の報告は趣旨採択であります。まず、この趣旨採択についてでありますけれども、この意味するところは陳情の趣旨は理解できるが、国に対する意見書は提出しないということでもあります。陳情者の主要な意思というのは国に意見書を提出してほしいということであり、陳情者の目線から見れば趣旨採択という結論は分かりにくいものではないかというふうに思います。次に本論に入りますけれども、本陳情は来年2015年10月に予定をされている消費税率を10%に引き上げることの中止を政府に求めております。消費税に関しましては本議会においても過去、何回も議論をしてまい

りました。さて、政府はこの消費税導入時、あるいは5%、8%へのそれぞれの税率引き上げ時、一貫して同じような説明を行っております。すなわち、国家財政が破綻状態の下で高齢化社会の到来と少子化により、将来の社会保障関連の財源が不足し、持続可能な社会を構築することができないというのが、主な理由であります。しかしこの消費税導入以来の20年余の全体の経過を冷静に見れば、確かに消費税は増収をしておりますけれども、それにほぼ匹敵する減税、特に大企業を中心とした減税が実施をされ、その結果、国税収入の全体というのは一貫して減少を続けております。国債残高は逆に一貫して増加をし続けております。そして、大多数の国民は社会保障の恩恵を以前より増して受けるというどころか、年金の減少、国民健康保険税、介護保険料等の負担増で、可処分所得は減少をし、生活は一層困難を増してきております。またこうした結果、日本経済のこの中心を成す、個人消費というのは一貫して伸び悩み、それがこの20年来の日本経済全体、あるいは地域経済全体の不振をもたらし、先進諸国では唯一日本だけがGDPがずっと横ばいで推移しているという経済の低迷を招いているわけであります。このような状況の中で8%に続き、既に決まっているからなど安易に10%への引き上げを行えば今まで以上の経済の悪循環のスパイラルに落ち込んでいくことは間違いありません。すなわち消費税というの、最も不公平な税制であり、被災者や低所得者にも容赦なく押し掛かり、この所得格差を一層拡大していきます。例えばこの標準世帯の生活費、仮に年間200万円と仮定した場合、この新たな標準世帯の10%による負担というのは数万円、新たに必要になってくるわけであります。つまりアベノミクスによる円安、株高の恩恵を受けておらない大多数の国民にとっては、よりこの生活というのは困難さを増してくることが予測されます。政府は現在、景気はこの4月から6月の経済状況について緩やかに上向いていると盛んに宣伝をしておりますけれども、このGDPで見れば7.1%の減少であり、実質雇用者報酬も前年同月比1.9%低下をしております。つまり今、申し上げましたとおり、この20年来の状況が更にこの4月から6月の状況を見ただけでも、顕著に現れてきているというのが状況であり、以上からこの国民生活を守っていくために、また真にこの国家財政を立て直していくためにも今、この時期に消費税を上げるべきではなく、むしろ不公平税制の是正や軍事費の増加などムダ使いを行わないことなど、財政の健全化のために歳出を見直していくことが必要であり、そういう意味ではこの消費税10%、今行わないようにということを政府に強く求めていくべきだと考えます。よって、本陳情を採択し、速やかに意見書を政府に提出すべきという立場か

ら意見を申し上げました。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○船木（10番）

委員長報告に対し、賛成の立場から討論をいたします。来年10月に消費税率10%への引き上げを実施するか、否かは8%引き上げた後の需要の落ち込みを念頭におき、今年7月から9月期に増税前の流れを取り戻せるか、7月から9月期の国内総生産など経済指標を勘案して決定すると安倍総理は明言しております。8月13日に発表された4月から6月期のGDP速報値は実質年率マイナス6.8%、名目マイナス4.3%となり、個人消費マイナス5.0%、住宅投資マイナス10.3%など、消費増税による駆け込み需要の反動で大幅に落ち込んだものと判断されております。このような点からも10%への引き上げは年率2から3%の実質経済成長率を見通せるかどうか判断材料だと言われております。したがって、陳情14号の趣旨にあります日本経済の格差は広がり消費増税は消費不況を招き、地域経済に影響を与えることは必至であるという点は理解できます。一方、与党税制協議会の下に軽減税率制度調査委員会を設置し、消費税率10%時に食料品等、生活品の消費税率を低く抑えるべく検討しているようです。今まで消費税の引き寄せは十分理解しているところですが、ここで再確認してみますと、平成24年に成立した税制抜本改革法により消費税は社会保障の財源のためにしか使わないことが法律で保障されております。今後、ますます少子高齢化が進む現況下、現役世代が急激に減っていく一方で高齢者が増加しています。社会保険料など現役世代の負担が既に年々、高まりつつある中、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば一層現役世代に負担が集中することとなります。特定のものに負担が集中せず、高齢者を含め国民全体で広く負担する消費税が高齢化社会における社会保障の財源にふさわしい税制であり、これこそが次世代を担う子どもたちへのためであると言われております。よって、陳情14号の趣旨は一部理解しつつ委員長報告に賛成の立場から討論いたしました。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

（なし）

○議長

討論を終結します。これより陳情第14号、国に対し消費税率10%への増税中止の意見

書を提出することを求める陳情書についてを採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は趣旨採択であります。陳情第14号を趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 10名)

○議長

起立多数であります。よって陳情第14号は趣旨採択と決しました。陳情第15号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。初めに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○根橋 (3番)

陳情第15号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情を採択すべきとの立場から討論をいたします。陳情第15号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情について、総務産業常任委員長報告は不採択であります。私はこれに反対で、本陳情を採択すべきとの立場から討論をいたします。先の6月議会において集団的自衛権に関する憲法解釈については慎重な審議を求める意見書を当議会は国家及び政府に提出をいたしました。県内でも30を超える市町村議会が反対、ないしは慎重な審議を求める意見書を提出しました。しかし、安倍政権はこうした多くの反対世論も無視して、7月1日には集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。閣議決定は法的な意義はありませんけれども、時の内閣の意思決定という意味で重要な決定であり、安倍内閣はこの決定に基づき関係省庁において関連する16の法律、2つの協定の改正作業に着手をし、来春の通常国会に改正案を提出すると報道されております。集団的自衛権の本質については、6月議会でも議論しましたがこの手続き的には憲法に違反する重大な内容を、または従来政府の見解すら無視して多数で押し切る独裁的とも言える手法で推進しており、立憲主義に反し、法治国家としては到底容認することはできません。また内容的にも個別的自衛権とあえて混同させ、あたかも日本の主権を守るためには必要不可欠などと説明をしていますが、歴史の事実が示すようにアメリカを中心

とした集団的自衛権の行使は全てアメリカが行う侵略戦争への加担であり、その後の経過は世界平和の実現どころかアフガニスタン、イラン等を見るまでもなく混乱と暴力の連鎖が今なお続いております。今、世界は中東、ウクライナなど内戦状態になっている地域があり、おびただしい市民の犠牲と多数の難民の発生など深刻な事態を迎えております。こうした時こそ話し合いによる紛争解決を求める強い世論形成が必要であります。このような時に世界に誇る平和国家日本がなぜ、アメリカの言いなりになってアメリカの進める戦争に参加していかなければならないのか。このことの説明は一切ありません。集団的自衛権参加が直ちに戦争には繋がるとは言えないという稚拙な議論もありますけれども、今、問題となっているイスラム国に対しては軍事会議を当然視するアメリカの対応を見れば、もし日本が集団的自衛権を行使し、そこに参加していけば当然自衛隊が参加せざるを得ない事態になることは自明であり、二度と戦争はしないという国民の願いを真っ向から踏みにじることとなります。このような内容からもこの集団的自衛権の行使は到底容認することはできません。以上から本陳情は採択とし、速やかに意見書を政府に提出することが当議会の使命と考えます。ちなみに上伊那管内でも南箕輪村、飯島町の両議会では採択をされているように聞いております。全議員の賛同をいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○成瀬（２番）

私は今回出されました、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情の委員長報告に対し、賛成の立場から討論いたします。まず、結論を言いますと集団的自衛権行使は「戦争に行く、戦争をやる」という間違った捉え方です。戦争目的ではなく、あくまで自国防衛であり個別的自衛権の延長、新しい個別的自衛権と言われております。閣議決定の核心では憲法第9条下で認められる自衛の措置、武力行使について自衛権発動の新三要素。①番としまして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされる明確な危険がある場合。②、これを排除し、我が国の存立を全うし国民を守るために、ほかに適当な手段がない時。③、必要最小限度の実力を行使する。これを定め確定し、閣議決定に盛り込んであります。自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となっている1972年見解

の考え方の根幹は自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれからの権利を守るための止むを得ない措置として初めて容認されるとの部分であり、見解の考え方も変わっていません。閣議決定では武力の行使はあくまで自国防衛に限った措置であることを明確にしておき、言わば日本への武力攻撃に匹敵するような事態にのみ武力行使が認められており、外国の防衛、それ自体を目的とした集団的自衛権の行使は認められていません。我が国と密接な関係にある他国、いわゆる日本を守るために行動してくれている国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ国民の生命平和な暮らしを根底から覆される危険がある場合、国民を守るためにほかに手段がない時に必要最小限度の実力を行使するのであります。あくまで自国防衛が目的であり、戦争に行く、戦争を起すということは絶対にありません。したがって集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情に反対とし、委員長報告に賛成といたします。

○議長

ほかにありませんか。

○宇治（1番）

委員長報告は閣議決定したものに異を唱える必要はないという、こういう趣旨も含めて採択ということですが、私はあえて陳情に賛成の立場で私の意見を申し上げます。安倍政権になってからこの種の陳情がやたら増えています。それはなぜか。戦後70年近くが経過する中であっても、この間の政府は戦後処理から高度経済成長へ日本を導き、先進国まで発展させてまいりました。バブル崩壊後であってもどの政府も武力を想定して国の形を変えようとした政権はありません。強いて言えばアメリカにお金だけでなく汗も流せと迫られた小泉政権がイラク戦争の後方支援の名の下、自衛隊を非戦闘地域に派遣しました。3箇月ほど前のことですが、NHKのクローズアップ現代でイラク戦争と自衛隊のその後が報じられていました。あまり知られていないこととしてその後の10年間にイラクに派遣された自衛隊員の中で、28名が自殺しているという事実であります。アメリカにおいても帰還兵がイラク戦場での恐怖を払拭できずに300名近い自殺者を出しているということでもあります。かくの如く一旦戦争に巻き込まれた若い隊員の心の傷は戦場の戦いは終わっても自分との戦いは終わりという境目はなく、際限なく尾を引きほとんどあいまいのうちに流れていきます。安倍首相は中国や韓国の脅威が迫っていると言います。天皇陛下もA級戦犯の合祀以降、取り止めている靖国神社の参

拝がそもそもの始まりであって、抜本対策を講じるわけでもなく非難されれば止めてみたり、一国の総理が国家国民のために参拝して言われる筋合いはないと、官房長官がいくら力説しても過去の日本の戦略戦争は中国、韓国国民にとってそう簡単なものではないということであります。特に地上戦における進駐軍の前線では罪もない人の殺戮、強奪、焼き討ちなど当たり前のように起きるのをその場で体験した被害者や前線の軍人でなければその悲惨さは分からない。そのことは沖縄の住民が一番知っているという私の知る戦場に赴いた長老が聞かせてくれました。そして戦争に巻き込まれるような手順は絶対に止めなければならないとも言いました。戦争の原因の1つは経済、とりわけ資源問題が発端であり、資源の乏しい日本はその例と言えませんがその反省の下にその後の日本は自立立国として平和的に世界に貢献しています。今さら、積極的平和主義とか専守防衛とか70年前の戦争やその後の貧しい生活を全く知らない90%近くを占める国会議員や政府要人が秘密保護法に始まり集団的自衛権、そして憲法96条の改正へと進む頭の中で考える平和主義より、無念にも戦場に散った多くの若い人々の願い。そして今を生きる私たち国民が平和で安心して暮らせる道を武力でなく知恵と外交力で追求することこそ、唯一の被爆国日本の果たすべき政治生命ではないでしょうか。安倍政権はせつかくのアベノミクスが今や危険水域に入ったとも言われる日本経済の再生と地方の創生一本に全力投球していただければ結構だと考えます。かつては政権与党内でもチェック機能が働いていたのに、小選挙区制の弊害が知りませんが私から見れば国会のチェックが体を成していないため残念ながら、ある意味地方からの声を直接内閣に多く届けるしかないのが今の日本の現状です。よって日本の安全は今までも増して個別的自衛権で十分と考え、この陳情は提出すべきだと私は考えます。

○議長

ほかにございますか。

(なし)

○議長

討論を終結します。これより陳情第15号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情についてを採決いたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第15号を不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7名)

○議 長

起立多数であります。よって陳情第15号は不採択と決しました。次に陳情第17号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第17号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第18号、「政府による緊急の過剰米処理を求める」陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第18号、「政府による緊急の過剰米処理を求める」陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。続いて、本定例

会初日に福祉教育常任委員会へ付託になりました陳情請願について、請願第11号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書。陳情第12号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。陳情第16号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情。陳情第19号、だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情。以上、4件について福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（三堀）

平成26年9月定例会におきまして請願1件、陳情3件が出されました。委員長報告を申し上げます。去る12日、委員全員出席のもと当委員会に付託されました請願1件、陳情3件について慎重に審査をいたしました。以下委員会の審査内容に沿って報告いたします。請願第11号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書。提出者、上伊那聴覚障害者協会、会長、樋口絹子氏。紹介議員、熊谷久司議員。先ず紹介議員である熊谷議員より、請願内容と請願理由について説明を受け慎重に審議いたしました。本請願はろう者の手話は意思疎通の言語とも言うべきものであり、当然、言語として法的に整えられていかねばなりません。委員からは、手話がこのような請願で提出されてくること自体が問題で、社会全体の理解と環境整備を重く受け止めていかねばならないといった意見が出され、委員全員一致で採択と決しました。陳情第12号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情書。提出者、軽度外傷性脳損傷仲間の会、代表、藤本久美子氏。本陳情は河手福祉専門課長の出席を求め、説明を受け慎重に審査を行いました。検査で明確な結果が得られないことや、症状にも診断が明確にできない等、極めて難しい病気であるとの説明でした。車の追突事故等の際、生ずる場合があります、WHOでは2020年までに世界3位の疾病になるであろうとも言われています。目には見えない厄介な部分が多いため、本人の悩みはなかなか理解されないなど多くの問題があります。議員全員一致で採択と決しました。陳情第16号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情。提出者、上伊那医療生活協同組合、代表者、小林伸陽氏。住民税務課長、担当職員の説明のもと、時間をかけ委員全員で議論いたしました。委員からは既に37都府県で子どもの医療費、30都道府県で障害者医療費窓口無料化が実施されていること。子どもの身体のことを先ず優先して考えるべき、といった意見が出されました。一方、辰野町では既に18歳になるまで実質、医療費は無料化されており、負担した医療費は2、3箇月後に口座へ振り込まれ

ること。実施した場合には国からの補助金減額、加入者の保険税が上がってしまうなどの弊害がある、といった意見が出されました。採決の結果、賛成3名、反対3名、同数のため委員長決済で不採択と決しました。陳情第19号、だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情。上伊那医療生活協同組合、介護ウェブ推進委員長、高橋真一氏。本陳情は河手福祉専門課長の説明を受け、時間をかけ慎重審査を行いました。しかしながら、多くの委員が十分な理解に至らず、さらに精査が望まれることから、採決の結果、継続審査4名、賛成1名、不採択1名で継続審査としました。以上、委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。

○議 長

初めに請願第11号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書、1件について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。請願第11号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める意見書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって請願第11号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第12号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第12号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第12号は委員長報告のとおり決しました。陳情第16号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。次に討論を行います。初めに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○永原(8番)

委員長報告は不採択ですが、私はこの子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情を採択すべきとの立場で討論します。昨今、若い世代の雇用の不安定、それに伴う生活の不安定が大きな問題とされています。連動して起こる子どもの貧困は早急に解決されなければならない重要な課題になっています。その1つとして子どもの医療費の問題です。辰野町内のある小学生の子どもさんは数日咳が止まらず病院を受診したら気管支炎ということで即入院、5日間の入院で請求額は数万円にもなりました。もちろん医療費だけでなく、食費や部屋代も含まれていますが、仕事を休まねばならなかったパートのお母さんも無収入になってしまい、負担は大変でした。また、別の町民の方で障がい認定されている難病の息子さんは、体調悪化のたびに大学病院での高度な検査が必要で、その都度の支払いが1万円札数枚となり、今回はいくら持っていけばいいだろうかと不安で、これが窓口無料になったらどんなに良いだろうとお母さんと話をしていたとのこと。給料日前の子育て中の若い親御さん、財布に少ししかお金がないことも容易に想像がつきます。国保の制度、国の制度の仕組みで町の国保財政が苦しいことも理解しています。更に、制度を広げれば町の負担は大きくなり財政圧迫に繋がることも確かです。国の制度、国保の制度のありようを変えていく。納得できない部分の改善を促すことのために町民の意見、町民の実情を町議

会としてしっかり受け止め、国や県に意見として上げていくことが大切と考えます。若い世代の子育て支援、障がい者の苦しみの軽減に繋がる福祉制度を一步いっほ前進させていくために、子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情に賛成します。

○議 長

次に賛成者の発言を許可します。

○宮下（13番）

私は委員長報告に賛成の立場から賛成意見を述べさせていただきます。委員長報告にありましたとおり、委員から既に37都府県では子ども医療費、30都道府県で障がい者医療費窓口無料化が実施されている。また子どもの体のことをまず最優先して考えるべきとの意見には理解できるものでありますが、医療費無料化しているそれぞれの県、また市町村においては対象年齢、所得制限に違いがあります。長野県内でも市町村ごと違いがあり、県が1つに統一されておられません。対象年齢が小学校6年生まで、中学校卒業まで、18歳到達後の3月31日まで、また障がい者においても障がいの程度により対象が異なっております。辰野町においては、18歳到達後の3月31日までと障がい者は1から3級となっております。こうした県内市町村の対象年齢を引き上げ統一することが必要であり、今のままで仮に窓口無料化した場合、国保の国庫負担金が減額される措置、いわゆるペナルティーによる市町村負担の増加、健康保険組合等の付加給付が停止することによる福祉医療費の増加、コンビニ受信が増加し、医療費が増加することによる福祉医療費の増加などにより国保税の引き上げに繋がるおそれがあります。以上により福祉教育委員長の報告のとおり、原案に賛成します。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

討論を終結します。これより陳情第16号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情についてを採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第16号を不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名)

○議長

起立多数であります。よって陳情第16号は不採択と決しました。次に陳情第19号、だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第19号、だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第19号は委員長報告のとおり決しました。日程第7追加提出議案の審議についてを議題といたします。議案第30号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第30号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。予算第4条本文括弧書中、不足する額を4億7,676万1,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正します。収入の内、第1項、企業債を1億6,800万円増額補正し、また予算第5条に定めた企業債の限度額を5,000万円から2億1,800万円に補正するものでございます。3ページをご覧ください。資本的収入、企業債の内、公営企業施設等整理債1億6,800万円を新たに追加するものであります。旧病院の解体撤去に伴いまして平成3年度西病棟起債残額3億9,800万円の繰上償還を本年度行います。当初予算では繰上償還の財源を町からの繰入金2億3,000万円、残り1億6,800万円を損益勘定留保資金で補填する予定でした。平成26年度より総務省の地方債計画が変更になりまして公共施設等の除却について地方債の特例措置が設けられまして、繰上償還金についても起債が認められるようになりまし

た。県より起債申請するよう助言され、起債申請をしたところであります。今月9月11日付けで長野県知事より起債予定額決定の同意書が送られて来たため、今回補正するものでございます。以上、提案説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第30号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第8議員提出議案の審議について、初めに発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号、軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより発議第2号、軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。発議第3号、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に発議第4号、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

意見書本文の上から8行目なのですが、政府は主食用米からシリョウ用米の所のシリョウはサンプルではなく家畜の餌だと思いますけれども、誤植ではないかと思いたす
がいかがでしょうか。

○議 長

印刷ミスだと思いますので飼料に変えてください。ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、政府による緊急の過剰米処理を求め
る意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決
するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。次に発議第
5号、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別
措置に関する法律」の期限延長に関する意見書の提出についてを議題といたします。議
案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第5号 朗読）

○議 長

ここでお諮りいたします。あらかじめ会議を延長したいと思いたす
ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって会議を延長いたします。ここで提出者であります中谷道
文議員より趣旨説明を求めます。

○中谷（11番）

それでは発議第5号、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書の提出について趣旨説
明を行います。今後、予想される東海地震に備えて地震防災対策強化地域の関係地方公

共同体は、地域住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、「地震対策緊急整備事業計画」に基づき、各般にわたる地震防災対策を積極的に取り組んでいるところであります。しかしながら、この計画の根拠法である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる、国の財政上の特別措置に関する法律」は、残念ながら時限立法のため平成26年度末を持って効力を失おうとしています。現在、東日本大震災をはじめ、近年の国内外における大地震の教訓を踏まえ、公共施設の耐震化や防災資機材の整備等を鋭意講じているところでありますが、今後なお取り組む課題山積の状態であります。よって政府においては、かかる実態と大規模地震対策の重要性に鑑み、同法の有効期限の延長について強く要望するとしたものです。議員全員のご賛同をいただき本意見書を提出して行きたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第5号、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり「閉会中の継続審査申出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

9月2日に開会いたしました第5回辰野町議会定例会に提案いたしました追加議案を含め30議案全てを原案どおり可決いただき感謝申し上げます。特に今議会は平成25年度会計決算をご審議いただき、お認めをいただきました。また一般質問では、多くの方々より防災対策に関する質問をいただきました。南木曾町や広島など全国各地で報道される甚大な被害を受け、自分の身近なできごととして捉えた町民の皆さんの心配を反映された質問であり、住民はもとより住民自身が判断して自分の安全を守っていくことが重要であるとの認識がなされたものと感謝を申し上げます。また、今議会が最後の定例会となります古村教育長にとって8年間の業績が議員皆様にお認めいただいた一般質問答弁でありました。感謝を申し上げます。平成26年度ももうすぐ折り返しを迎えます。引き続き議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら職員ともども事業を遂行してまいります。ご支援を申し上げ閉会に当たってのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議 長

ここで2期8年、辰野町の教育会を牽引されてこられました古村仁士教育長より挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○教育長（古村）

ただ今、町長からもお話がございましたように私、このたび2期8年間の教育職を退任することとなりました。議会も今議会が最後の議会に出席ということになりました。この間、議会の議員さん方におかれましては本当に陰に陽にご理解、ご支援、叱咤激励いただきまして、大変ありがたかったなあというふうに思っております。深甚なる感謝を申し上げたいというふうに思っております。顧みますれば8年前、この壇上でですねドキドキしながら安心安全の教育現場を作っていきたいなというようなことを言ったことをつい先日のように思い出すところでもあります。おかげさまを持ちましてですね学校の耐震化もほとんど全部終わり、あと僅かの見通しも立っております。保育園もあと僅かで全部完成というふうになり、ハード面での安心が大分できてきたことをとてもうれしく思っているところでもあります。またソフト面の安心につきましても町民の皆様のご協力をいただいて学校支援地域本部事業のボランティアにたくさん登録をしていただき、朝晩の見守り隊を初め、学校の教室の中に入って授業の支援までしてくださるような安心安全の学びの場が実現できてきていることに町民の皆さんに本当に感謝を申し上げます

いと、こんなふうと思うところであります。いずれにいたしましても、私一人でできたことではなく議員の皆さんのご支援ご協力、また町長さん初め、町の皆さんのご協力に深甚なる感謝を申し上げたいと思うところでございます。まだ継続中の問題やいくつかの課題、これから取り組まなければならない課題もたくさん残っているわけでありまして、今後とも議員の皆さん方の強力なお力をお借りしながらより良い辰野町行政、そしてまた教育行政が構築できますようお祈りを申し上げまして最後のご挨拶にさせていただきます。大変どうも長い間、ありがとうございました。感謝申し上げます。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして9月2日に開会いたしました平成26年第5回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

9月18日 17時 3分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 8番

署名議員 9番